

社会保障論評23-013号 (作成日: 2023年8月23日)

「岩田正美著『生活保護解体論』を読んで」

- 岩田正美氏は、日本女子大学の名誉教授で、厚生省社会保障審議会の委員（2001年－2011年）を務め、その後も同審議会生活保護基準部会の委員を務められた社会福祉政策の第一人者である。この本は、「セーフティネットを編みなおす」として書かれたものである。
- 「生活保護制度は『最後のセーフティネット』として、戦後史の中でそれなりの役割を果たしてきたと考えられますが、十分『必要な人』をとらえて、日本の貧困を削減してきたかといえば、おそらくノー」として、氏は「生活保護制度の解体を提案」としている。
- 解体論の中身であるが、「生活保護のほぼ半分は医療扶助」であることから、「医療扶助と国保（国民健康保険）の合体化」に言及している。生活保護受給者を国民健康保険の対象外として医療補助にしている点を見直すもので、国民皆保険の理念に沿うものである。
- もう一つは、「住宅手当の新設」で、これは、福祉国家で確立された低所得者への家賃補助が、日本では生活保護の住宅扶助以外は発展してこなかった特異な状況を見直すものである。「『住宅確保給付金』を拡張し、恒久化する」というのが、具体的な方法である。
- 私は、生活扶助に対応する部分を「貸付型ベーシック・インカム」制度の創設で置き換える方策を提唱しているが、生活保護を代替するためには、医療扶助・住宅扶助の見直しが必要であり、氏の考察・提案は、そのための具体的手段として大いに参考になると思う。
- 一方、氏は解体・再構築より、「ベーシック・インカムの方が早い？」と問いかけているが、「無条件基本所得の保障対象は誰か」を大きな課題としている。これは、「給付型」を前提としている場合の主要問題であり、「貸付型」では、状況が異なるのではないか。
- 原理問題として、氏は「保険と扶助の区別をどう考えるか」にも言及している。「保険料の拠出と給付が、一種の対価的關係」というのが保険であるが、社会保険では、対価關係に低所得者などについて修正を加えざるを得ないので、保険を強調すると弊害が生じる。
- 生活保護法には「自立を助長」が盛り込まれているが、「惰民養成」の抑制という考えに対して、条文挿入の小山進次郎氏は「人をして人たるに値する存在」たらしめるには最低生活の維持では足りず、社会生活への適応こそが「生存権を保障する所以」としている。
- 「あとがき」には「驚かれるかもしれませんが、社会保障や生活保護は、それらが国民の生活に深く関わっているにもかかわらず、専門の研究者は決して多くないのです。また専門研究は医療保障、年金保障、介護保障などの分野に分かれてしまい」と記されている。
- 生存権の保障という理念がまずあって、それを最終的に保障する生活保護制度を中核として、雇用や生活に関わる他の社会保障制度で補完していくというのが本来の在り方であろうが、現実には、他の社会保障関連制度の中に生活保障制度が種々組み込まれている。
- 生活保護制度は、「最後のセーフティネット」と聞こえはよいが、他で対応できない場合の掃きだめのように扱われている気がする。押しつけ憲法と言う前に、輝かしい生存権保障の実質を、奇跡の復興を果たした日本が、いかに満たすのかが問われている。（以上）